

財団法人

びわ湖造林公社設立構想

滋賀県農林部

目 次

1.	設立の趣旨	1
2.	設立の必要性	2
3.	会社の性格	3
4.	設立着ならびに出資金	3
5.	事業の概要	4
6.	苗木の計画	6
7.	労務計画	6
8.	資金の計画	10
9.	事業の効果	13

財団法人 びわ湖造林公社

1. 設立の趣旨

琵琶湖水系では、今後の水需要をまかなうためには新しく開発する量を見込んで、将来の水需要に対して完全に供給することは困難とされております。

そこで、既存の利水施設を改善したり、水の再利用を考えるなど合理的な水の利用をすすめる必要があるが、琵琶湖総合開発により求められる新規開発量を確保するため治水施設をより効率化する一環の事業として、びわ湖重要水源山地に造林事業を実施することになっております。

具体的には既存のダムや琵琶湖総合開発事業として洪水調節と河川の流水の正常な機能の維持増進をはかるため実施されるダムの上流水源地に対し、その保水機能を高め湖水の安定と治水効果の増大をはかり、あわせて森林資源の培養によつて山村の振興に寄与するという目的で、28,720ヘクタール（うち拡大造林 27,500ヘクタール）の造林をしようとするものであります。

しかしながら、この造林計画の実行に当つて森林所有者や森林組合組織を中心に推進しても現在の労務争議、資金争奪はもちろん、林業そのものの諸争議から円滑な推進は難しいと考えられます。そこで規模の小さい造林地約15,000ヘクタール（うち拡大造林 13,900ヘクタール）については一般造林で、比較的奥地で規模の大きい造林地 13,600ヘクタールについては公社造林で実施し、この計画の完遂を期しびわ湖に豊かで美しい水を供給しようとするものであります。

2. 設立の必要性

滋賀県内における大規模な造林を進めて県土の保全と水資源のかん養をはかり、あわせて森林資源の培養をはかる目的で滋賀県が中心となり昭和40年、社団法人滋賀県造林公社が設立された。その後、びわ湖の恩恵をうけている淀川下流各団体（大阪府、兵庫県、大阪市、神戸市、尼崎市、西宮市、伊丹市、阪神水道企業団）がこれに社員として参加し造林に必要な資金をそれぞれ社員で応分の率で負担し10ヶ年（540～549年）の期間に10,000ヘクタールの造林を目標に事業を進めてきました。

しかしながら、昭和47年6月15日公布された琵琶湖総合開発特別措置法（法律64号）に基づき、びわ湖を住かす治水計画において、10ヶ年（547～56年）で公社造林19,600ヘクタールを実施することが新しく決定されました。そしてその事業に必要な資金は農林漁業金融公庫から融資を受け融資残については、従来の公社方式でなく新しい方式による貸付金で事業を推進することが、昭和48年11月6日「琵琶湖総合開発特別措置法オ11条オ4項の資金融通について」の覚書により明確にされました。

従って従来の社団法人滋賀県造林公社でこれらの新しい計画を実施するとすれば資金調達の方式および事業計画の内容、目標などにおいて合理的でないため新しく社団法人びわ湖造林公社を設立する必要性が感じました。

3 会社の性格

びわ湖の水質浄化をかん養する造林を実施するため、財団法人びわ湖造林公社と、滋賀県が出資して設立するものである。

この会社の役員は、理事長を滋賀県副知事の職にあるものをもつてあえる。なお、事業の円滑な執行を図るため専務理事をおくものとする。

会社の事務局は、大津市に置き 湖北、湖西、湖東、湖南に出張所を設ける。

4 設立者ならびに出資金

滋賀県から ~~1000~~ 万円を出資する。

役員名

理事長	滋賀県副知事	合 喪 成 雄
理 事	農 林 部 長	堀 井 輝 夫
〃	総 務 部 次 長	林 貞 雄
〃	企 画 部 次 長	石 島 暢
〃	農 林 部 次 長	高 田 嘉 一
〃	農 林 部 技 監 (林 務 課 長)	小 泉 信 三
〃	琵琶湖総合開発課長	岸 謙 一
〃	造 林 課 長	黒 沢 持 宜
〃	(財) 琵琶湖総合開発 事業資金管理財団	
〃	(社) 滋賀県造林公社 専 務 理 事	土 田 文 蔵
監 事	滋賀県副知事	久 田 正 義
〃	財 政 課 長	高 土 禮 二 郎

(3)

5. 事業の概要

琵琶湖総合開発特別措置法(昭和47年6月15日法律64号)に基づき昭和48年11月6日付けの「琵琶湖総合開発特別措置法オ11条オ4項の資金融通についての覚書」により昭和48年度以降の植栽に係る造林事業から実施する。

具体的には琵琶湖総合開発事業による造林長期計画で拡大される造林事業のうち、2,500ヘクタールをひわ湖の重要水源地を主な対象として昭和48年度より昭和56年度までの10ヶ年間に新植事業を行い、続いて保育管理を行い主伐は40年立に達したものから行う。事業の実行に当たっては森林所有と公社の二者間において分収造林特別措置法(昭和53年法律オ57号)に基づき分収造林契約を締結し、契約する場合はその契約期間中その林地に地上権を設定する。

また伐採収益の分収歩合は公社60%、森林所有者40%を基準とする。

(1) 新植年次計画

単位ヘクタール

区分	48	49	50	51	52
新植	1,000	1,400	1,400	1,400	1,400

53	54	55	56	計
1,400	1,400	1,500	1,600	12,500

(4)

2) 造林事業対象地

単位 ヘクタール、%

区分	甲斐地区	中部地区	湖東地区	湘北地区	湖西地区	大津地区	計
林野面積	36.213	28.626	18.347	45.720	32.813	26.765	191.484
人工造林地面積	15.994	4.783	9.579	11.307	10.587	7.523	59.773
人工林率	44.2	16.7	52.2	25.2	32.3	28.1	31.2
要造林地面積	15.552	5.244	18.37	7.126	6.591	2.650	25.000
公社造林計画	1000	2700	800	3500	3500	1000	12,500

3) 原簿計画基準

下刈	新植	補植	新植翌年度全面積	20%
新植翌年度より9年庄まで	8回	新植	新植翌年度全面積	20%
新植翌年度全面積	1回	除伐	植付全面積について	2回
新植の翌年度より11年庄まで	10回	枝打	植付全面積について	3回
10年庄全面積	1回	間伐	25年庄全面積	1回

4) 附帯事業計画基準

新設	補修	作業	業	植	造	林	川	屋
新植	対象作業直線延長について毎年20%	新設	新植ヘクタールに7き100m	新設	新設	新設	新設	新設
補修	対象作業直線延長について毎年20%	補修	対象作業直線延長について毎年20%	補修	補修	補修	補修	補修

(5)

6 苗木の計画

- (1) 植栽する樹種は「すぎ」「ひのき」とし、その比率は「すぎ」70%「ひのき」30%とするが極わずが瘠悪地に「まつ」を植栽することがある。
- (2) 苗木は原則的には購入苗木で確保する方針である。また県の農林発展計画に基づき県内自給に重点をおくが当面養苗施設が整備されるまでの間は適地適木の原則から湖北地方は北陸方面、湖南方面は三重県京都府等から補充的に調達する。

(別紙 - 1)

7 労務計画

労務事情の急とおしのなかでとくに山林労務については今後ますます不足することが予想されるが、そのためには森林組合を中心に県内山林労務の組織の拡充を進めるとともに当面は県外労務を広域的に流動させることにより労力の絶対量を把握するよう努める。同時に山林労務としての定着化を確保するため労務配分の合理化による年間雇用化をはかる方針である。

一方事業の機械化、新技術の開発などを推進し、極力山林労務の省力化に努めてゆくとともに労務者の技術の高度化をはかる。

(6)

年次別必要労務数 (1年次～20年次まで)

年次	労務者数	年次	労務者数
1	36,350	11	96,690
2	58,812	12	86,710
3	70,928	13	74,950
4	82,688	14	63,190
5	94,448	15	51,430
6	106,208	16	44,890
7	117,968	17	34,570
8	133,228	18	22,280
9	147,888	19	5,220
10	103,006	20	7,000

(別紙-2)

(7)

(別紙-1)

(長期造林計画)
苗木必要本数

単位 千本

年度	面積		新		植		補		植		計	
	種別	種別	スギ	ヒノキ	計	スギ	ヒノキ	計	スギ	ヒノキ	計	計
48	1000	44	2100	900	3000				2100	900	3000	
49	1490		2940	1260	4200	420	180	600	3360	1440	4800	
50	1400		2940	1260	4200	588	252	840	3528	1512	5040	
51	1400		2940	1260	4200	588	252	840	3528	1512	5040	
52	1400		2940	1260	4200	588	252	840	3528	1512	5040	
53	1400		2940	1260	4200	588	252	840	3528	1512	5040	
54	1400		2940	1260	4200	588	252	840	3528	1512	5040	
55	1500		3150	1350	4500	588	252	840	3738	1602	5340	
56	1600		3360	1440	4800	630	270	900	3990	1710	5700	
57						672	288	960	672	288	960	
計	12500		26250	11250	37500	5250	2250	7500	31500	13500	45000	

(8)

8 資金の計画

(1) 1年次から9年次までの資金計画

この期間に、2,500ヘクタールの新植を完了するために要する事業費は65億1,292万円、管理費は6億6,924万円、計71億8,216万円が必要であるが、この間における農林漁業金融公庫等の支払利子が5億3,133万円が必要であり、従つて、合計額は77億1,349万円である。

これらの必要事業資金については、農林漁業金融公庫（事業費の約60%）から借入れるが、融資額については設立される財団法人 琵琶湖総合開発事業資金管理財団（仮称）から貸付けらる。

(2) 10年次から39年次までの資金計画

この期間には前記で完了した植栽木の採育事業が終るがこれに要する事業費は64億4,439万円、管理費24億2,562万円が必要であり、更にこの期間には前期（1年次～9年次）に農林漁業金融公庫より借入れた借入金の償還金52億7,896万円と支払利子70億3,133万円が必要となるうえ、この期間から間伐が行われることによる分収交付金8億円の支払が生ずるため合計219億8,069万円の資金を要する。これは農林漁業金融公庫から28億3,913万円を借入れ、果又は琵琶湖総合開発事業資金管理財団（仮称）から171億1,939万円を貸付けらる。また間伐の収入等による20億2,217万円を充てる。

(3) 40年次から50年次までの資金計画

(10)

この期間には全部の事業が完了しているため 必要な資金は 管理費
10億3265万円と前期からの森林漁業金融公庫借入金の償還金
27億4913万円および同支払利子4億1544万円が必要である。
またこの期間から主伐に入るため、その分収交付金が250億円 県
又は琵琶湖総合開発事業資金管理財団(仮称)への償還金 324億
8787万円 合計で616億8509万円が必要となる。これに対
し、主伐等の収入が625億0258万円あり、差引この事業による
収益は8億1750万円となる。

この益金は、びわ湖水資源かん養のための事業に寄付する。

- (4) 森林漁業金融公庫よりの借入条件は、元金は20ヶ年据置の15ヶ年
の年賦償還とし、支払利子は年利3.5%とし毎年払とする。
また、県および琵琶湖総合開発事業資金管理財団(仮称)よりの貸付
金の償還および利子の支払は主伐収入によるものとし、貸付利子は年
利3.5%とする。

(11)

造林事業計畫收入支出概算表

(造林面積 12,500,000 坪，新植期間 10 年)

單位：千元

區分	支						收						收入合計				
	事業費	管理費	公庫		果樹園		分收	支出合計	公庫	果樹園	利息						
			子	元	元	金					金	金		金	金	金	金
子	元	金	金	金	金	金	金	金	金	金	金	金					
1 5 9	6,512,916	669,239	583,126	0	583,126	0	0	976,528	5,188,955	255,837	17,955	0	17,955	7,165,881	0		
10 5 39	6,444,389	242,622	703,126	5,228,857	123,068	0	800,000	2,198,694	2,829,131	17,193,88	22,125	2,000,000	2,022,125	2,180,694	0		
40 5 49	0	103,265	41,541	2,749,129	3,164,570	324,878	25,000,000	6,685,089	0	0	2582	0	62,500,000	62,502,582	87,495		
計	12,957,305	4,127,511	800,393	8,228,086	6,668,379	324,878	25,800,000	9,143,162	8,228,086	196,7759	42,712	2,000,000	64,542,712	92,268,557	87,495		

(註) 造林事業金融公庫借入條件 20 年按置 1.5% 手續費 利率 3.5% 每季一次
 果樹園貸付條件 主收入時才按置 元利息一按置 利率 3.5%

(12)

9 事業効果

琵琶湖の周囲に展開する山林は、殆んど琵琶湖流域の水源地であり、これらの水源地からおよそ100の河川が直接琵琶湖に流れ込み年間約53億tonの水を運んでいる。

その森林の保水機能を高めることは、湖水位の安定と治水効果の増大を図るうえにおいて大きな効果が期待されている。

(1) 保水量の増大

林地の保水機能に関する試験研究機関の成果より勘案し、下表の結果より次の通り(1)の効果が想定できる。

種別	森林の保水機能	12500haの場合	年間保水量(12500ha) (5回雨)
針葉樹成林	260mm	3.250万ton	1億6.250万ton
広葉樹成林 (ザツ木林)	130	1.625	8.125
伐採跡地	90	1.125	5.625

(1) びわ湖造林が完了すれば、現状で放置された場合より8,000万ton ~ 1億650万tonの保水量を増加するものと想定される。

(2) びわ湖造林が完了すれば、異常な連続雨量や局地的集中豪雨等の場合には浸透能力の限界を越えるが、通常の降雨については殆んど大部分一時貯留することが出来ると考えられる。即ち、雨量260mm迄の豪雨に対しては水源地帯で水を保持できるが、伐採跡地や裸地に近い現状の場合には90mmの雨量を支えるに過ぎず、それ以上の降水は
(13)

琵琶湖に殺到し、溢水を起すことが想定される。

(2) 森林資源の増大

この事業によつて、最終的には460万 m^3 の木材とこれに附随する副産物を生産することが出来る。

(3) 地元民の収益

この事業によつて、地元森林所有者は250億余円に達する分収益を得ることになり、経年的にはきわめて恵まれない地元山村の経済基盤が確立されることとなり、遊地の後進性は改善される。

(4) 造林意欲の高揚と林業の振興

この事業により、機械化作業等による新しい造林技術が導入され、山林労働者雇用の近代化と相俟つて、一般民有林の造林意欲を高揚し、林業技術の普及や作業の協業化も促進せられ、林業振興にも大いに意義あることと考えられる。

(14)